

諫早市国民保護計画

令和6年4月

諫 早 市

目 次

第1編	総 論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	市の地理的、社会的特徴	11
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	18
1	武力攻撃事態	18
2	緊急対処事態	18
第2編	平素からの備えや予防	19
第1章	組織・体制の整備等	19
第1	市における組織・体制の整備	19
1	市の各部課室における平素の業務	19
2	市職員の参集基準等	21
3	消防機関の体制	24
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	25
第2	関係機関との連携体制の整備	26
1	基本的考え方	26
2	県との連携	26
3	近接市町との連携	27
4	指定公共機関等との連携	27
5	ボランティア団体等に対する支援	28
第3	通信の確保	29
第4	情報収集・提供等の体制整備	29
1	基本的考え方	29
2	警報等の伝達に必要な準備	31
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	32
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	33
第5	研修及び訓練	34
1	研修	34
2	訓練	34
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	36

1	避難に関する基本的事項	36
2	避難実施要領の 패턴の作成	37
3	救援に関する基本的事項	37
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	37
5	避難施設の指定への協力	38
6	生活関連等施設の把握等	38
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	40
1	市における備蓄	40
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	40
第4章	国民保護に関する啓発	42
1	国民保護措置に関する啓発	42
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	42
第3編	武力攻撃事態等への対処	43
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	43
1	事態認定前における緊急事態情報連絡室等の設置及び初動措置	43
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	45
第2章	市対策本部の設置等	46
1	市対策本部の設置	46
2	通信の確保	57
第3章	関係機関相互の連携	58
1	国・県の対策本部との連携	58
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	58
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	59
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	59
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	60
6	市の行う応援等	60
7	ボランティア団体等に対する支援等	60
8	住民への協力要請	61
第4章	警報及び避難の指示等	62
第1	警報の伝達等	62
1	警報の内容伝達等	62
2	警報の内容伝達の方法	63
3	緊急通報の伝達及び通知	64
第2	避難住民の誘導等	65
1	避難の指示の通知・伝達	65
2	避難実施要領の策定	66
3	避難住民の誘導	68
第5章	救援	74
1	救援の実施	74

2	関係機関との連携	7 4
3	救援の内容	7 5
第 6 章	安否情報の収集・提供	7 6
1	安否情報の収集	7 6
2	県に対する報告	7 7
3	安否情報の照会に対する回答	7 7
4	日本赤十字社に対する協力	7 8
第 7 章	武力攻撃災害への対処	7 9
第 1	武力攻撃災害への対処	7 9
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	7 9
2	武力攻撃災害の兆候の通報	7 9
第 2	応急措置等	8 0
1	退避の指示	8 0
2	警戒区域の設定	8 1
3	応急公用負担等	8 2
4	消防に関する措置等	8 3
第 3	生活関連等施設における災害への対処等	8 5
1	生活関連等施設の安全確保	8 5
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	8 7
第 4	N B C 攻撃による災害への対処等	8 7
1	N B C 攻撃による災害への対処	8 7
第 8 章	被災情報の収集及び報告	9 0
第 9 章	保健衛生の確保その他の措置	9 1
1	保健衛生の確保	9 1
2	廃棄物の処理	9 2
第10章	国民生活の安定に関する措置	9 3
1	生活関連物資等の価格安定	9 3
2	避難住民等の生活安定等	9 3
3	生活基盤等の確保	9 3
第11章	特殊標章等の交付及び管理	9 4
第 4 編	復旧等	9 7
第 1 章	応急の復旧	9 7
1	基本的考え方	9 7
2	公共的施設の応急の復旧	9 7
第 2 章	武力攻撃災害の復旧	9 8
第 3 章	国民保護措置に要した費用の支弁等	9 8
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	9 8
2	損失補償及び損害補償	9 9
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	9 9

第5編	緊急対処事態への対処	100
1	緊急対処事態	100
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	100

用 語 集

あ

■安定ヨウ素剤

原子力施設等の事故に備えて、服用のために調合した放射能をもたないヨウ素をいいます。放射能による甲状腺障害に対し、被ばくする前に安定ヨウ素剤を服用し甲状腺をヨウ素で飽和しておくことで予防的効果が期待できるといわれています。

■安否情報システム

「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」のことで、国民保護法に基づく安否情報事務の実施にあたり、事務を効率的に行うために、安否情報システムを利用することが原則となります。都道府県及び市町村の庁舎、支所、出張所、避難施設等から消防庁に設置されたサーバーに直接、情報を入力することが可能であり、安否情報の迅速な収集、整理を行うことが可能となります。

■LGWAN

総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）の略。地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークです。

■NBC（攻撃）

「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）の総称。

■NPO（特定非営利活動組織）

Nonprofit Organization の略。継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。

■応急の復旧

武力攻撃災害によって被害が生じた施設及び設備について、復旧には至らないものの、その機能を暫定的に

回復するため必要な修繕等の措置を講ずることをいいます。→法 139 条

■オフサイトセンター

原子力緊急事態が発生した場合に、現地において、国の原子力災害現地対策本部や都道府県及び市町村の現地災害対策本部など関係機関が、原子力災害合同対策協議会を組織し、情報を共有しながら、連携の取れた応急対策を講じていくための拠点となる「緊急事態応急対策拠点施設」で、原子力事業所ごとに予め指定されています。

か

■海上保安部長等

海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署（これらの事務所がない場合には、管区海上保安本部）の長をいいます。→法 61 条国土交通省令

■危険物質等

引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるものをいいます。→法 103 条

■救援物資

救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資）をいいます。

■緊急対処事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいいます。

す。

■緊急対処事態における災害

武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害。→法 183 条

■緊急対処保護措置

緊急対処事態において、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が行う措置をいいます。→法 172 条

■緊急通報

武力攻撃災害緊急通報。武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体または財産に対する危険が急迫しているときに、武力攻撃災害の現状及び予測や、住民及び公使の団体に対して周知させるべき事項を都道府県知事が発令します。→法 99 条

■緊急通報ネットワークシステム（Em-Net）

行政専用ネットワーク（LGWAN）を利用して、官邸から関係機関に、緊急にお知らせする情報を迅速に伝達するための一斉通報システムです。配信先ではアラーム等による注意喚起により確実に伝達することができます。

■緊急物資

避難住民などの救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいいます。→法 79 条

■基本指針

政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となるものです。

■緊急消防援助隊

大規模な地震や特殊災害、武力テロなどの広域災害に応援部隊として、県を越えて活動できることを目的に編成されました。隊員は全国の消防本部のなかから登録されています。平成16年4月には、法律に基づく緊急消防援助隊として発足式を済ませ、予想される大規模災害に万全の体制で臨んでいます。

■警察官等

警察官、海上保安官または自衛官をいいます。→法第63条

■警察署長等

警察署長、海上保安部長等または出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長をいいます。→法64条

■原子力事業者

原災法第2条により定義されている者で、具体的には、放射性物質の取り扱い、核燃料などの加工、原子力発電所の運転、放射性物質の貯蔵、再処理、廃棄などの事業を実施している者です。電力会社や燃料加工業者などが該当します。

■国際人道法

国際人道法とは、武力紛争という極限的な状態においても最低限守るべき人道上のルールを定めたものです。国際人道法は、「戦闘で傷ついた兵士や敵に捕らえられた捕虜、また、戦

闘に参加しない文民を保護する」、「戦闘においては敵に不必要な苦痛を与えない」、「文民と戦闘員、あるいは民間の施設と軍事施設とを区別し、攻撃を軍事目標に限定する」といった基本的な考え方の上に成り立っています。国際人道法で中心的なものは1949年のジュネーヴ4条約と2つの追加議定書です。

■国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」です。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行されました。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めています。武力攻撃事態等に備えてあらかじめ政府が定める国民の保護に関する基本指針、地方公共団体が作成する国民保護計画及び同計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画などについてもこの法律において規定しています。

■国民保護協議会

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会です。

■国民保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画です。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関す

る事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めます。地方公共団体の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県と指定行政機関は総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することになっています。

■国民保護業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画です。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めます。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することになっています。

■国民の保護のための措置

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置のことをいいます。例えば、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置などのことです。

→事態対処法施行令第2条

さ

■災害対策基本法

国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律です。

■事態対処法

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律。(平成15年法律第79号)→法第1条
武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本的事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備するとともに、武力攻撃事態等への対処に関して必要となる個別の法制の整備に関する事項を定めるものです。

■指定行政機関

内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、消費者庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会及び防衛装備庁が指定されています。→事態対処法施行令第1条

■指定公共機関

公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち、当該機関等の業務の公益性や対処措置との関連性などを総合的に判断して、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人が、政令及び内閣総理大臣公示で指定されています。

■指定地方行政機関

武力攻撃事態等への対処のための主体として、国の行政機関のうち必要と考えられる地方支分部局等をいいます。→事態対処法施行令第2条

■指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県知事が指定するものをいいます。→法2条

■自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいいます。

■住民

居住者、滞在者、通過者など、その地域にいるすべての者を含みます。

■実費弁償

市が実施する救援の一環として、県の要請や指示に従って医療を行った医療関係者に対して、県の職務を執行するに要する費用を償うことまたは償うために支払われる金銭をいいます。→法159条

■収容施設

避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等の一時的な居住の安定等を図るために知事等が供与しなければならない公民館や体育館などの避難所や応急仮設住宅等の施設をいいます。→法75条

■出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等

自衛隊法第76条第1項、第78条第1項若しくは第81条第2項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊

等のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法第77条の4第1項の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等をいいます。→法63条

■消防吏員等

消防吏員、警察官若しくは海上保安官をいいます。→法98条

■生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいいます。

■全国瞬時警報システム(J-ALERT)

弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

■損害補償

国民が国や地方公共団体からの要請を受けて、国民保護措置の実施に協力したことにより死亡、負傷等をした場合に、その損害を補償することをいいます。→法160条

■損失補償

武力攻撃事態等において、国、地方公共団体が法律の規定に基づき収用その他の処分を行われた事で生じた財産上の損害に対して、通常生ずべき損失を補償することをいいます。

→法第 159 条

た

■ダーティボム

放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾です。

■対処基本方針

武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいいます。→事態対処法第 9 条

■対処措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民の保護のための措置などがあります。→事態対処法第 2 条

■退避

目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域または場所（屋内を含む）に逃れることをいいます。→法 112 条

■多数の者が利用する施設

学校、病院、駅のほか、大規模集客施設などが該当します。→法 48 条

■特定物資

救援物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものをいいます。→法 81 条

■トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じ、適切な搬送・治療を行うことをいいます。医療救護所などでは、医師などによるトリアージの

結果に基づき、軽症（緑）・中等症（黄）・重症（赤）・死亡（黒）に色分けされた「トリアージタグ」を付け、必要な搬送や応急措置を行います。

■同報系防災行政無線

屋外拡声器や戸別受信機を介して、市町村役場から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムです。

屋外拡声器は、集落の中心や避難場所等に設置され、屋外にいる住民等に向けて拡声スピーカーから防災情報等が流される。また、携帯ラジオ型の戸別受信機は、各家庭や集会所等に設置されるもので、屋外拡声器を補完する役割を担っています。

は

■非常通信協議会

電波法に基づき総務大臣の下部機関として、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を行います。

■避難先地域

住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。→法 52 条

■防災行政無線

「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて、平時時には一般行政事務に使用できる無線局です。

県の防災行政無線は、固定系と衛星系の併用により県出先機関や市町村との無線網を構成しています。平時時は一般行政事務用として使用され、

災害時には県庁から通信統制を行うことにより、県内の市町村等に一斉に緊急通報を伝達したり、災害現場の状況をいち早く把握する等、災害対策に大きく貢献しています。市町村の防災行政無線は、「同報通信用（同報系防災行政無線）」と「移動通信用（移動系防災行政無線）」の 2 種類に大別されます。

■避難施設

避難する住民を受け入れたり、収容施設の供与・炊き出し等など住民の避難および避難住民等の救援を行う施設のことで、武力攻撃事態等において住民の避難及び避難住民等の救援を的確かつ迅速に実施するために、法に基づき知事があらかじめ指定をします。→法 148 条

■避難所

避難先地域において、避難住民等を受け入れる避難施設

■避難住民等

避難の指示を受けて避難した者（自主的に避難した者を含む）および武力攻撃災害による被災者をいいます。→法第 75 条

■避難実施要領

避難の指示を受けた市町村長が、あらかじめ国民の保護に関する計画に定めている事項や関係機関の意見聴取等に従って、避難の経路、避難の手段その他の避難の方法などに関し

■被災者

武力攻撃災害による被災者をいいます。→法 74 条

■武力攻撃

我が国に対する外部からの武力攻撃をいいます。→事態対処法第 2 条

■武力攻撃災害の復旧

武力攻撃により被害が生じた施設を被害が生ずる前の状態に完全に復するのための事業をいいます。→法 141 条

■武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいいます。→事態対処法第 2 条

■武力攻撃事態等

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいいます。→事態対処法第 1 条

■武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいいます。なお、事態対処法において、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をあわせて「武力攻撃事態等」と定義しています。

■武力攻撃原子力災害

武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいいます。→法 105 条

■武力攻撃災害への対処に関する措置

武力攻撃災害を防除し、及び軽減する措置その他武力攻撃災害による被害が最小となるようにするために実施する措置をいいます。→法 97 条

■武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害をいいます。→法 2 条

ま

■モニタリングポスト

原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近に設置され環境放射線を連続して測定する設備のことをいいます。

や

■要避難地域

住民の避難が必要な地域をいいます。→法 52 条

用語集における法および令とは次の法令を指します。

法…国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）

令…国民保護法施行令（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令）

